

平成29年度 第3回 長野県青少年問題協議会

日 時:平成30年3月19日(月)
13時30分から15時30分まで
場 所:県庁本館棟特別会議室

1 開 会

○高野担当係長

それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第3回長野県青少年問題協議会を開会します。進行は長野県青少年問題協議会事務局、次世代サポート課の高野が務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、県民文化部こども・若者担当部長の轟寛逸よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○轟こども・若者担当部長

県民文化部のこども・若者担当部長の轟寛逸でございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

前回、11月の協議会でご意見をいただきました、子ども・若者支援総合計画ですけれども、今月中に策定する予定で現在、作業を進めております。

この計画は、結婚、出産、子育て期から青年期まで、時代を担う子ども・若者を社会全体で応援する長野県の取り組みを充実したいということで、この協議会をはじめとしまして多くの皆様方からご意見を頂戴して案を取りまとめさせていただきました。本日はその案について、後ほどご説明をさせていただきたいと思ひます。

それから2点目といたしまして、不登校あるいはニート、ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者の支援についてですが、ただいま申し上げました子ども・若者支援総合計画の案の中でも重要なテーマとなっております。また、教育委員会が現在策定を進めております、第3次長野県教育振興基本計画でも、不登校対策等について一層の取り組みを展開することとしております。

本日は県、あるいは教育委員会の取り組みについてご説明をいたしますとともに、委員の皆様が日ごろ、子ども・若者の支援に取り組まれる中で感じていらっしゃるなどについてご意見を賜りたいと考えております。

3点目に、子どもを性被害から守るための取組でございます。本年度の子ども支援委員会とこの協議会の中で、委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえまして平成30年度に充実をさせる施策、あるいは取り組みにつきまして整理をさせていただきましたので、本日はご報告を申し上げたいと考えております。

さて、平成28年度にこの協議会の委員を委嘱させていただきましたから2年が経過いた

します。委員の任期は2年となっておりますことから、現メンバーでお集まりいただく協議会は今回が最後となります。この間、皆様には県の子ども・若者施策につきまして熱心にご議論いただき、専門のお立場から多くのご意見を頂戴しました。この場をお借りいたしまして、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

本日もぜひ忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高野担当係長

それでは、昨年4月から塩尻市こども教育部長の岩垂様にかわりまして、飯田市教育委員会教育次長の三浦様に長野県市長会の代表として委員を委嘱させていただいております。

三浦委員におかれましては、おそれいりますが、一言ごあいさつを頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦委員

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました飯田市教育委員会の三浦と申します。

今年度、2回の会議、いずれも飯田市のほうの会議と重なりまして出席できませんでした。申しわけございませんでした。今日はしっかりと発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高野担当係長

ありがとうございました。本日は佐々木委員、長岡委員、藤澤委員、松下委員からご欠席の連絡を受けております。

次に本日の配付資料ですが、お配りしております「資料一覧」のとおりとなりますのでご確認をお願いします。

また、本日の終了は15時30分を予定しておりますのでご協力をお願いします。

それでは、以後の議事進行につきましては西山会長にお願いしたいと思います。

3 会議事項

(1)「長野県子ども・若者支援総合計画(案)」について

○西山会長

それでは、議事進行を務めます西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日予定されている会議事項が(1)から(3)の3点ございますが、会議の予定としては、2番目にあります会議事項につきまして、若干、時間を多めにとっているところがございます。

また前回、11月の会議では、この(1)の総合計画について、委員の皆様からかなり詳しくご議論いただいたということでありまして、それに沿ってまとめられたということです。

では、次第に従って議事を進めさせていただきます。まず最初に、長野県子ども・若者

支援総合計画（案）につきまして、事務局から、まずご説明をお願いいたします。

○藤木企画幹

次世代サポート課の藤木と申します。よろしくお願ひいたします。

まず資料1-1をご覧ください。長野県子ども・若者支援総合計画の（案）です。

委員の皆様方には1月12日に原案を発表させていただいた際に計画原案の概要をお届けております。1月12日から1カ月間、パブリックコメントを行いまして、原案に対して40件ほど意見を寄せていただきました。その意見を踏まえて、（案）という形で整理をさせていただいたものがこの資料1-1になります。

まず計画期間ですが、先般、議会でご承認をいただきました県全体の総合5か年計画と計画期間をあわせる形になりまして、来年度からスタートする5年間の計画ということになります。

まず1ページをご覧くださいと思います。前回の協議会でもご説明をさせていただきましたが、今回策定する計画につきましては、現在、県には子ども・若者支援関係の計画が4つございます。その4つの計画を一つにまとめまして、子ども・若者分野の横断的で一体的な計画を策定させていただいております。

「はじめに」の中段以下のところに記載がございますが、まず定量的な実態把握をしようということで、「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を昨年8月に実施をさせていただきました。小学校1年生、小学校5年生、中学2年生、それから高校2年生に相当する16歳から17歳のお子さんをお持ちのご家庭、県内それぞれの学年ごとに3,000世帯に調査表を郵送させていただいてご回答を頂戴しております。保護者とお子さんあわせて約6,000名の皆さんからご回答を頂戴したところでございます。

この実態調査に加え、子ども・若者、子育て世代の皆さんとの意見交換も行いまして、寄せられました意見に基づいてこの計画を策定させていただいたところが特徴です。

それからもう1点、「はじめに」の一番最下段になりますけれども、幾つかの検討組織を通じて多面的な検討を行ってまいりました。一つは市町村との合同検討チームを設置しまして、検討を進めてまいりました。それから官民協働組織であります将来世代応援県民会議を通じて、いろいろな分野の皆さんの意見も頂戴しました。さらに庁内に部局横断の検討チームを設置して、多面的な検討を進めて策定をした計画でございます。

2番の計画の性格ですけれども、長野県総合5か年計画における子ども・若者関連施策の個別計画という位置づけと、下に記載があります、幾つかの法律に基づく計画でもあるという位置づけになっております。

計画期間は冒頭申し上げましたように、来年度を初年度とします5か年間という形になります。

5番に記載がありますように、県で策定しているほかのさまざまな分野の計画との整合も図って策定をさせていただいているものでございます。

それでは少しページをめくっていただきまして、39ページをご覧くださいと思います。

この計画は「子ども・若者の未来の応援」を基本目標に定めて、2030年と見通して、長期的な展望のもとで戦略的な施策を立てております。

2030年の社会を見通した場合、課題は幾つかございますけれども、まず39ページの下グラフをご覧くださいますと、人口減少に歯止めをかける政策を施した場合であっても、2015年より年少人口は34,000人減少します。施策を講じなければ78,000人の減で、これは2015年の71%程度になってしまうという状況で、子ども・若者にかかる負担が重くなることが予想されます。

それから次の40ページをご覧くださいと思います。第4次産業革命ともいわれておりますけれども、そういったものの進展は働き方やライフスタイルにも多くの影響を及ぼすものと思われまます。

これから人生100年時代を迎えるといわれております。生涯にわたる学びと健康づくりも重要になってまいります。

それから下の段にまいりまして、困難を負った場合のリスクですけれども、ひずみが強くあらわれるのは困難を有する子どもやご家庭であるといった課題を踏まえて、目指したい姿を41ページに掲載しております。

3つ掲げておりますけれども、まず「子どもを産み、育てやすい環境づくり」、2点目が「置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり」、3点目が、「子どもたちの生き抜く力を育む」でございます。

47ページをご覧くださいと思います。この計画全体を俯瞰した図を上段に示させていただいております。これらの施策についてはいずれも県だけで推進できるものではございません。「市町村とともに推進」ということを表示させていただきました。

それから下の段になりますけれども、長野県にはすぐれた環境がございます。恵まれた環境を行かして、オール信州で子ども・若者の支援をしていきたいということで、民間の皆さんの参画も必要になります。県だけではなく市町村や民間の皆さんとの協働でこれらの取組を進めていきたいと考えております。

次に49ページをご覧くださいと思います。施策の展開の全体像になります。

基本目標であります、子ども・若者の未来の応援が左側にありまして、先ほど申し上げました3つの長期的な戦略の視点を掲げて、それぞれに施策が展開されていくという仕組みになっております。

具体的に、30年度どんな事業をやっていくのかを簡単に紹介させていただきます。資料1-2をご覧くださいと思います。

次期総合5か年計画の柱に沿って、子ども・若者部門につきましては、資料1-2のタイトルにありますように「子ども・若者が夢を持てる社会づくり」ということで、先程ご説明した目指したい姿を記載させていただいております。

それぞれの今後の方向性をご覧くださいと思います。まず「子どもを産み、育てやすい環境づくり」につきましては、子どもと家庭を包括的に支援する仕組みづくりであったり、子育てに伴う経済的負担の軽減、これはアンケート調査等から就学費用や医療費の負担の軽減などのお声が非常に強かったことを踏まえております。また、子育てと仕事の両立の支援に取り組んでいきたいと考えております。

特にその中で、平成30年度取組というところにありますけれども、新規事業としまして「信州こどもサポート」、まだ仮称でございますけれども、この構築事業というものを掲げさせていただいております。こちらについてはあわせて、先ほどの計画の52ページをご

覧いただけるとありがたいと思います。

52ページの上段にこどもサポートのイメージ図を掲載しています。子どもや子育て家庭にはいろいろ課題がございますけれども、なかなか外から見えにくいということで、早期に課題を把握し支援をしていく、そして複合的な課題に切れ目なく対応していく、そのための一次的窓口となる市町村の支援拠点として、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等の構築を支援してまいります。そして、その支援拠点を県の専門機関や民間の児童家庭支援センターが支えていくと、そういった形になっております。

それからこの図の右側にあります地域の見守り人材です。日ごろから、お子さんに接する機会の多い保育士、教員、あるいはかかりつけ医、民生児童委員の皆さん、そういった方々が、子どもの変化の兆候に早期に気づいていただいて窓口にしっかりつないでいただく、そういった仕組みづくりもしていきたいと思っております。30年度はモデル市町村でまずモデル構築をし、31年度以降に順次、全県展開をしていければと考えております。

資料1-2へお戻りいただきたいと思っております。「置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり」の今後の方向性ですが、さまざまな困難を有する子ども・若者とその家庭に寄り添った支援を行っていききたいということで、施策を記載させていただいております。

最後に「子どもたちの生き抜く力を育む」の今後の方向性ですけれども、幼児期に全ての子どもが質の高い教育を受けられる環境づくりを推進するため、信州幼児教育支援センター、まだこれは仮称でございますけれども、この設置に向けた調査・研究を行っていくことを考えております。

次に資料1-3をご覧くださいと思います。こちらは来年度当初予算案を発表した際の主要事業が、子ども・若者支援総合計画にどんな形で位置づけられているかを一覧表で整理をしたものになります。

表頭を見ていただきますと、22の項目が挙がっておりますけれども、これらの項目は、子ども・若者支援総合計画の目次と一致しています。表頭の項目に対し表側の主要事業がどのように位置づけられているかを一覧にしたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご意見、またご質問などがあればお願いいたします。いかがでしょうか。

○神谷委員

お願いいたします。池田町の神谷です。今日はありがとうございました。

資料1-2右側の今後の方向性の「誰も自殺に追い込まれることのない」というところにSOSの出し方に関する教育の推進という部分があります。それがゼロ予算ということですが、具体的にはどのようなことをイメージされているのでしょうか。

○西山会長

いかがでしょうか。

○竹内心の支援課企画幹

心の支援課、竹内です。ゼロ予算ということでございますけれども、SOSの出し方教育にはいろいろあるかと思えます。実はゼロ予算と書いておりますけれども、既にやっているものもありまして、個別、あるいはある程度の人数で、自分の気持ちを出せるようにするという事業を行っております。それに加えて健康福祉部と共同でなんらかの格好でやっていきたいと思っております。今、検討しているところでございまして、今後庁内でチームをつくりまして検討していく予定でございます。

○西山会長

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○青木委員

よろしく申し上げます。信州大学の青木でございます。こうやって見て、ちょっと気になったことだけ一つ、2点、お話したいと思います。

41ページ、こちらの計画の中の一つの大きな柱になっています、めざしたい姿ですけれども。これ主語はどちらになるのですか。これ子どもになるのか、親になるのか、あるいは教師になるのか、それぞれの、学校では目指すべき教師像、子ども像というのがありますが、こちらの姿ということであると、こちらはどこを対象にしているのかということを確認してみたいのが1点。

もう1点ですけれども、この5年のところですね、この計画、大変、他県に類を見ない非常に素晴らしいものができたなというふうに思っています。この中で、一つの目玉としましては信州子どもサポートのところが大いかなと思いますけれども。今、資料1-3で見た、この予算額の中の約100万円という形で提示をされていますが、この今後の方向性のところであると、さまざまな未構築のところこれから新しく注入していくということによっては、予算的に大分、低いのかなと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○西山会長

2点、ございますが、いかがでしょうか。

○藤木企画幹

まず1点目の41ページのめざしたい姿の主語はというご質問をいただきました。これについては、先ほどもお話したとおり、県だけで推進できる施策ではございませんので、市町村、そして民間の皆さん、そして県民の皆さんと一体となって進めているという意味では、社会全体で目指していく姿と考えております。

2点目にご質問をいただきました信州子どもサポートの予算額が少ないのではないかとご質問でございますが、来年度は、幾つかの市町村とモデル構築をしていきたいと考えておりまして、そのための検討経費ということで、必要経費を盛らせていただいております。

ます。

現在、市町村には子育て世代包括支援センターが、22市町村で整備がされております。子ども家庭総合支援拠点については、まだ2市町というような状況です。順次、これらの整備を進めていく中で必要となる地域の見守り人材や情報共有の仕組みを来年度、市町村の規模別にモデルをつくっていきたいと考えております。

○西山会長

よろしいでしょうか、はい。そのほか、いかがでしょうか。

私のほうから、別の会議で以前、次世代応援県民会議の部会ですかね。今、取り上げられている目指したい姿の3つ目の柱に、子どもたちの生き抜く力を育むというのが、生き抜く力という言葉がちょっと引っかかかっていて、そんなに将来は厳しいのかと。生き抜くという、何かこう厳しい環境の中でも生き抜くんだよというようなイメージも若干あるのかなと思うんですが、あまりこう、国レベルでの生きる力ということなただけけれども、この生き抜く力というふうに、あえて踏み込んだ部分というのはどういう思いがこう、共有されればいいのかなというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○藤木企画幹

生きる力というよりは、生き抜くといったほうが強まるかなということもありまして、力強く生き抜いていていただきたいという思いを込めた表現にさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

○西山会長

はい、わかりました。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○浅輪委員

浅輪です。質問ですけれども、資料1-2の、置かれた環境にかかわらず、自分の未来を切り拓ける社会づくりの、これまでの取組の3つ目の、「児童生徒が安心して学校生活を送ることができることができるようスクールカウンセラーを配置し」とあるんですけども、その後に、「相談体制を整備するための家庭的な問題に対応するためにスクールソーシャルワーカーを配置し」とあるんですけども、その問題というか相談内容によって、スクールカウンセラーさんとスクールソーシャルワーカーさんの手配というのはまた別で、学校側のほうが配慮をしてくださるのでしょうか。

○竹内心の支援課企画幹

今、国や県においてはチームとしての学校の構築を目指しておりますので、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、それぞれ学校内において独自に活動するべきものとは考えておりませんが、そうはいつでも機能に違いがございますので、その案件についての必要性を整理したところでどちらが担当するのか決めていくことになってまいります。

○浅輪委員

というと、私も子どもがまだ学校に行っているので、目にするのはスクールカウンセラーの先生がいらっしゃるので、相談のある方というお便りがよく来るんですけども。その方が対応し切れないような内容であれば、その方がスクールソーシャルワーカーさんのほうが学校と連携して最後の最後まで、面倒見るといのはおかしいんですが、解決できるような働きかけをしてくださるということ。

○竹内心の支援課企画幹

まさにチームとしての学校ですので、学校とそれからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それ連携しながら活動するということが原則になります。

○浅輪委員

例えば、私もちょっと相談されたことがあるんですが、解決できなかった場合は、保護者のほうから学校側のほうに相談すればいいということですか。

○竹内心の支援課企画幹

相談のやり方に決まりはございませんので、ケースバイケースで三者連携するという格好になっているわけです。

○浅輪委員

まあ、基本的にはスクールカウンセラーの方が学校にいて、そのケースバイケースで、連携をとるとい。

○竹内心の支援課企画幹

そうですね、そういう必要があれば、スクールカウンセラーか、学校の先生からスクールソーシャルワーカーに連携をとるとい、そういう格好になっております。

○西山会長

よろしいでしょうか。

ではまた後で、時間があれば、また全体を通してということになるかと思いますが。

(2)不登校。ニート、ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者の現状及び支援のための取組について

○西山会長

では、次に2つ目にございます不登校、ニート、引きこもり等の困難を抱える子ども・若者の現状という、支援のための取組みに入りたいと思います。

まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○高橋次世代サポート課長

よろしく申し上げます。次世代サポート課長の高橋功でございます。

不登校・ニート・引きこもり等の困難を抱える子ども・若者の現状及び支援のための取組ということをご説明する前に、今日、この協議会でなぜこのテーマを議論していただきたいかということで、まずその背景をご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1をご覧ください。先週、閉会しました平成30年度2月定例の長野県議会におきまして、「フリースクールの所管がはっきりしていないのではないか」という質問がございました。そのときの知事からの答弁の内容、その下の(2)内容というところに記載しておりますけれども、県民文化部次世代サポート課を中心にフリースクールとの連携を今後、図っていくというふうにお答え申しているところでございます。

よく縦割り行政といわれますように、さまざまな課題に対して担当課を決めて対応していくとテーマが細切れになってしまうことがある。例えば、この後、教育委員会からも説明していただきますけれども、義務教育段階の不登校の方たちの取組というと教育委員会が対応することになりますし、私ども次世代サポート課は、高校卒業以降でなかなか自立できない子どもたちをどのように支援していくかといった取組をさせていただいております。

あるいは引きこもりのようなキーワードになりますと、長野市の若里にあります長野県精神保健福祉センターが県の引きこもり支援センターという位置づけになっておりますし、ニートというキーワードをとりますと、働いていない子どもたちということで、どちらかという労働職的な対応になるということで、個別では一生懸命やっているのですが全体を俯瞰した取り組みがなかなかできていないのではなかろうかといった問題認識を持っているところでございます。

そのような認識を踏まえ、最初にいろいろ統計データを時系列に並べたものを、続いてそれに伴って今取り組んでいる施策についてご説明いたします。今後、4月以降、次世代サポート課が中心になって取組を始めるに当たってご示唆といいますか、インスピレーションをいただければという思いで議題として取り上げさせていただきました。

それでは、資料2-2をお願いします。非常に大づかみですので、正確性よりも、概観するとどのようになるかという視点でまとめたものであります。

上が義務教育年代、下が高校生以降の年代です。小学校1年生から中学校3年生までの義務教育年代の不登校児童・生徒の状況として、継続的不登校児童・生徒が約1,200人います。続いて、次ページの資料2-3ですが、毎年、教育委員定例会において発表されております不登校の現状について、過去9年分を棒グラフにしております。そのうち、その継続的というのは、今、小学校2年生で不登校であって、小学校1年生のときからずっと不登校であったという人を継続的不登校という形で載せています。

棒グラフのうち短い方は継続的不登校で、長い棒グラフの内数となります。平成28年、小中学校合計で見ていただくと、不登校児童・生徒の総数は約2,200名ですが、そのうち1,202名が前年度からの不登校、ある程度、長さを持った不登校となります。この1,202名という数字を、先ほどの2-2の資料では使っております。

再度、資料2-2をお願いします。この1,200名の児童・生徒が、どのような形になっているのかという点につきましてご説明します。長野県においては、市町村で公的に学習支援あるいは居場所の支援を行っており、適応指導教室、現在では教育支援センターと呼ばれておりますが、そのような中間教室が60数カ所あり約400人の児童・生徒が在籍してい

ます。この400人が全員、継続的不登校児童・生徒ではありませんが、400人全員がその長期的な人と見て、さらにフリースクールにいる100人が全員、長期的だと見たときに、1,200から400と100を引いた700人は家庭にいる状況ということになります。

そのような状況の中、教育機会確保法という法律が一昨年12月、1年3カ月ほど前に成立しましたが、学校に行けない子たちにもきちんと教育の機会を提供しなければならないということを鑑みると、こういった①、②といわれる、つけてあるところの人たちにもきちんと、教育の支援が必要ではないかという問題認識をもっているところです。

2番目として、高校生年代以降の社会的自立に困難を抱えた若者の状況ということで、15歳から18歳までに中退等により自立支援が必要な若者が500人から950人、プラスアルファと記載しております。これは、ひと学年あたり500人から950人ぐらいではないかということですので、3学年ということであれば1,500人から3,000人というのが大体、日本の数字ではないかと思っています。

この点については、細かい資料で恐縮ですが、資料2-4をご覧ください。毎年5月1日時点の学校の状況を、学校基本調査ということで文部科学省が調査をしています。この調査の中には、中学卒業生が翌年その春にどこへ進学したか、あるいは高校生が卒業してどこへ進学したかといったデータがあります。それを平成25年3月卒業生の成長とあわせて統計をずっと見ていったものがこの形になります。

25年3月に中学生21,154人が卒業しておりますけれども、その中で一番下、その他、家居あるいは詳細不明という分類になっている方々が172名いらっしゃるというのが現状です。この中には、先週の高校合格発表で残念な結果だったけれども、また翌年、高校を目指す方ももちろん含まれていますが、過年度入学生というものも統計上50人程度ですので、卒業後1年たっても家居状態と思われる方が、単純な引き算をしまして100人規模いるであろうということを示しているのがローマ数字のIです。

一方、25年4月に高校に入学した方々が約2万人いるわけですが、その3年後の春に卒業した人が18,907人になります。ただ、このうち定時制で4年かけて卒業される方も制度的にありますので、定時制の4年生の在籍者を除いてみると18,454人という数字が出てきます。この数字を先ほどの20,111人を引いてみますと1,657人、約1,700人が3年経っても卒業していないという数字が出てきます。

では、この1,700人の状況ですが、その下に行った休学・留年、あるいは定時制の4年の在籍者、もう一つが進路変更、概ねは通信制への変更ということになると思いますが、それを持ち寄って高校の中退者ということで、これは大体のつかみの数字ですけれども、おおむね500~600人、それぞれの層であるという形になります。

通信制の中退者の統計でわかりますので、それを見ると高校を中退をしている子というのが、通信制及び全日制を実際あわせると700人ぐらいという数字が出てきます。もちろんこの子たちが全て支援が必要な子ではありませんが、そういった実態があります。

次に、高校卒業後の進路を見ていきますと、上のほうの全日・定時制の状況で在宅浪人等も含んでいますが、先ほど申し上げたその他家居、あるいは詳細不明といった数字が823人です。通信制高校を見ますとこの数字が347人ということで、高校を卒業したけれども、約1,000人がその春にはその次の進路を決めあぐねているということが、合計から見る実態となります。

同じように、資料2-3に戻っていただいて、右下をお願いします。不登校で敬遠している生徒たちの統計を、3年分、4年分、ある学年層で見て行きます。平成25年度の中1生、26年度の数字ですと中2生、27年度の数字でいうと中3生といった形で棒グラフになっています。ご覧いただくとわかりますように、継続的な不登校がどんどん増えております。卒業時のデータ、このときは全て継続的不登校に数えてしまっていますが、この562名の不登校児童生徒の多くは高校に入学し、家居等が44名となります。この年の中学卒業の家居というのは、下の小さい字でありますけれども、123名ということで約3分の1、長野県全体の中卒の家居の3分の1が不登校の経験者になってしまっていることとなります。さらに県の教育委員会がその半年後の状況も調査していますが、28年10月を見ると高校在籍者が減り、その分、家居等が増えている実態があります。

こういったものを見ていくと、学年が上がれば上がるほど困難な状況といえますか、何らかの支援が必要な子たちが増えているという状況が見てとれるかと思えます。逆にいうと、なるべく早い段階からきちんとした支援をしていかなければいけないのではないかと、ということで取組を始めていければと思っています。そもそも、この不登校児童・生徒の場合、生きるエネルギーが落ちているといった状態もありますので、そういったエネルギーを取り戻す、要するに活動を活発にしていくということも一つの視点ですし、もう一つの視点としては、学力をどうつけていくかということになると思っています。

非常に細かい数字を列挙しましたけれども、統計から見える姿はこのような形になっております。ただ、実際の現場での子どもたちの姿というものは私どももあまりつかみきれていないと部分もありますので、そのような観点から、今日ご議論していただければありがたいと思っています。

続きまして、このような方々へのサポートをどのように行っているかという一例について、ガイドブックがありますので、これをもとに説明をしたいと思います。

○田中主事

次世代サポート課の田中と申します。資料2-5、9ページの長野県子ども・若者サポートネットガイドブック案についてご説明申し上げます。

このガイドブックは、内閣府が実施しております子ども・若者支援地域ネットワーク強化推進事業というものを活用しまして、長野県が現在取り組んでおります長野県子ども・若者サポートネットという取組の周知ですとか、支援機関同士の連携促進を目指して現在、策定を進めているものです。

まず最初、概要です。18ページ、ちょっと飛んでしまいますけれども、お開きください。

長野県では子ども・若者育成支援推進法という法律に基づきまして、子ども・若者支援地域協議会というものを、長野県子ども・若者サポートネットと称しまして県下4広域ごとに1つずつに、合計4つ、それぞれ設置しております。

この子ども・若者サポートネットですけれども、ニートやひきこもり、不登校及び発達障がい等の子ども・若者が抱える困難が、今、多様化、複雑化しているという中で、従来の個別分野における縦割的な対応では限界があるというふうに考えたことから、福祉、保健、医療、雇用、あるいは矯正・厚生保護の分野、または民間の支援団体等の皆様等々、さまざまな支援機関の皆さんにご参画いただきまして、複雑な困難を有する子ども・若者

に対して効果的に連携しながら支援を行うということを目的にしたものです。

具体的にどういったような支援を行っているかについては、19ページと20ページにモデルケースというものを記載してございます。また改めて後ほどご覧いただければと思いますが、要するに一つの機関だけでは対応が難しかったり、あるいはどの機関が対応すべきか、まず最初の段階で明確でないもの、逆にいうと、複数の機関でそれぞれが行うことができる支援を足し合わせながら、支援をしていくべきものなどに対して、この子ども・若者サポートネットの事務局が中心になりまして、個別ケース検討会等を開催していきながら、それぞれの連携、情報共有を促進し、ご本人の支援に当たっていくというような仕組みです。

続いて21ページですけれども、この子ども・若者サポートネットのこれまでの実績等を掲載しております。

平成24年度から東信地域に先行して設置しておりまして、その後、28年度に中信・北信に設置を拡大して、本年29年度で南信に設置を拡大しているところです。28年度までの延べの取り扱いケースは243ケースを扱っております。そのうち進路決定ですとか、就労、あるいはしかるべき支援機関に、課題等が整理されてしかるべき支援機関に誘導されたケースというのが延べ98ケースという実績を持っております。

24ページ以降からは、具体的な構成機関の紹介等のページが続きますが、今回の資料からは割愛しております。このような形で今、作成を進めているところです。

3月末に発行を予定しておりまして、構成機関ですとか、あるいは各市町村、または学校等、関係する機関等に配布するように準備を進めているところです。

以上、ガイドブックについてのご説明とさせていただきます。

○竹内心の支援課企画幹

続きまして、教育委員会、心の支援課の竹内ですけれども、資料、27ページをお開きいただきたいと思います。去る3月13日、教育委員会定例会におきまして、ご覧の不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援のための行動指針を策定いたしました。概要についてご説明いたします。

この、行動指針でございますけれども、私ども平成22年に不登校対策の行動指針を策定しておりましたが、昨年2月に「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる機会確保法でございますけれども、これが施行されました。また昨年の3月に教育の機会の確保等に関する基本指針が文部科学省から示されております。こういったことを踏まえまして、今般この行動指針を策定したものでございます。

この策定に当たり考えましたことは、一つは、全ての子どもに居場所を設けるというものでございます。また、不登校自身、これは問題行動にはなりませんと、不登校も居場所の一つであるということをも前提とした上で、この方針を策定したところでございます。

取組としまして重点的な取組1と2に整理しております。重点的な取組1でございますけれども、新たな不登校を生まないという視点に立った教育実践の見直しということで、これは学校内に全ての子どもに居場所を設けるといった、そういった視点で設けたものでございます。

課題の2つ目、3つ目が授業の中身についてのものでございまして、丸の2つ目ござ

いますけれども、自分に合ったペース、スタイルで学ぶ授業の導入、それから多様な発達特性を包み込む学校づくりの推進ということで、これに対応しました取組が②と③でございまして、②については、一人一人の子どもが生き生き学ぶ授業づくりということで、ICTの活用ですとか、あるいはさかのぼる学習、それから学習の定着状況の確認といったことを一人一人が自分にあったスタイルで学ぶ授業を展開するよう提案していくのでございます。

それから、③の発達障がいとの関係で申し上げますと、来年度から信州型ユニバーサルデザインというものを作成します。これは各学校の先進的な取組を整理して情報共有するものでございます。

それから、通常学級におきまして普通、全体の指導計画をば作成いたしますけれども、それに加えまして個別の指導計画を作成して活用するといった、そういった提案をするものでございます。

続いて重点2でございまして、不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実でございます。

課題、幾つかございまして、特に2つ目、保護者に対する支援情報の提供ということで取組の方向、②ですけれども、家庭への支援ということで、保護者に対しまして、学校外の公的機関等に関する情報を提供していくというものを、それから課題の4つ目になりますけれども、市町村教育委員会が設置する中間教室、国では教育支援センターと聞いていますけれども、その設置の促進等について助言をしてみたいと考えております。

それから一番下の丸になりますけれども、中学校卒業後のつなぎと切れ目のない支援のための情報共有ということで、④になりますけれども、児童生徒理解・教育支援シートを作成しまして、これをつなげていく材料にしていくことを考えてございます。

こういったことを、市町村教委とも連携をしていくという計画になっております。以上でございます。

○西山会長

ありがとうございます。それでは、今、ご説明いただきました、資料に基づいてご説明いただきましたが、それぞれのお立場から、今日は特に何か結論を得るということではなくて今の、これから県の取組もうとしていることを、現状も含めてなんですが、どのようなことが、こういうことをしたほうがいいのかとかさまざまなお示唆をいただければと思います。ご意見、ご質問等あればお願いいたします。よろしく申し上げます。

○池田委員

お願いします。多様な学びの場の保障ということで、法律的にも取り組みました。私どもの活動しているエリアは北信圏域の地域ですけれども、最近、小中学生、特に中学生の不登校のお子さんの学習支援を保護者や教育委員会から相談されるようになりました。学校に行っている時間帯での学習支援が増えてきたのはここ、今年度当たりからです。

市町村によって学校や保護者から相談があって学習支援をするんですけれども、当事者の費用負担というケースと教育委員会、あるいはその自治体の民生課のほうで契約をして、当事者負担にならないケースと、同じ地域で2つ種類があります。同じ地域に住んでいる

んですが、受けられるサービスにギャップが生じないような手立ても入れていっていただくようなことも必要だなと思います。

もう1点は学校との連携ですけれども、幸い、私どもは学校、校長先生とか教育委員会とか連携をしてやっています。さらに進んでいけば指導内容ですとか、評価に当たっての資料提供なども進めていける団体になっておりますが、そこら辺が登校日数にカウントするのかとか、そういったようなことにも関係してくると思います。ぜひ、そんなところも含めて進めていただけたらと思います。

もう1点、お願いしたいんですけれども。中学校までで不登校だったお子さんが通信制高校とかに上がってきた場合、私どもの団体でお預かりしているお子さんの中に6割ぐらい、統合失調症の悪性心的疾患を持っている、あるいはその疑いがあるお子さんがいて、その中でお医者さんにつながったりするケースがあるんですけれども。不登校、学校に行きたくないというときに、体調不良だとか、倦怠だとか、不眠だとか、いろいろな症状を初め出ているんじゃないかと思います。その段階で、ぜひお医者さんの診断、あるいは助言を得られるようにしておく必要があると思います。

というのは、お医者さんの治療が必要なものをそのまま様子を見るということで進んでいくと悪化していく傾向があります。精神的な疾患だけじゃなくて、最近はこの間ニュースでもいいましたが、追跡していくと身体的にも病気を抱えていくケースがあったと。私の経験上です、朝起きられなくて、頭痛とか倦怠、そう訴える中学生が実は溶血性貧血だったと、もっと早く連れてこないと命にかかわる、そんなこともありました。あるいは内臓で、肝臓の内臓疾患があって非常に倦怠を訴えるとか、そういったケースがあって、お医者さんにその治療されたら元気になって復帰したというケースもあります。それは全てではありませんが、特に民間と連携していくに当たっては、基盤としてお医者さんの助言とか診断等がないと、間違った方向に行ってしまうと非常に危険だと思いますけれども、ぜひ中学校までの段階でそんな指導をしていただければと思います。

学校では検診をしているんですが、学校に行けないお子さんたちですので、ぜひ、うけとりの段階でそんな方向ができればありがたいなと思っています。

○西山会長

よろしいでしょうか。あれテレビ番組で、あれでしたよね、改善、医療的な、適切な医療的なケアが判断されたら改善されたというような報道もあったと思うんですけれども。

今の点に絡んで、教育委員会の指針のほうの中では、その適切なこの医療機関との連携みたいなところは、どこかに書かれているでしょうか。

○竹内心の支援課企画幹

病気の場合には、長期欠席という形で、また別の整理をしております、不登校、先ほど数を紹介いたしましたけれども、それとまた別の数え方をしているんですね。

検診については、学校で検診を受けている体制でありまして、それについて当然、不登校の子どももその検診の対象ではありますが、検診を受けるために無理やり出てきなさいというのが果たして本当にいいのかどうかという問題もあります。ではどうやって検診を受けるかというのは、ケースバイケース、スクールソーシャルワーカーとか学校の先生、

あるいは養護の先生と話をしながら、適切に検診を受けてもらうという感じだと思うんですけども。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○神谷委員

高校中退のことについて伺いたいと思います。

最近、他市町村の住民の方から相談を受けました。その方は、お子さんの中退に対して、その後フォローしてくれるところは、どういうところがあって、どのような支援を受けられるかという説明がほとんどなく退学をやんわりと勧められた、と受け止めていらっしやいました。中退後の支援等について高校側ではどのような対応をされているのでしょうか。その後の、経済的な相談窓口等のアナウンスが丁寧に行われているのかどうかも含めて、伺いたいです。

○竹内心の支援課企画幹

高校中退、いろいろなケースで中退されることはあると思います。それで、高校中退の方に、ちょっと今日は持っていないんですが、パンフレットを作成しております、それをもとに、学校のほうから各お子さん、あるいは保護者に対して説明をするようにという指導はしております。もしかすると、その説明が十分でないのかもしれないので、きちんと説明をするように、特に高校を中退して、また学びたいというときに、さらにまた高校に入学できるという、そういった制度もありますので、そういった制度も含めましてきちんと全ての人に説明するように徹底していきたいと思います。

○西山会長

高校中退者に対する情報、その後のフォローと申しますか、情報提供の話が今、神谷委員さんからありましたが、更科農業高校の校長先生、嘉部委員さんは特にいかがでしょう、今の点につきまして。

○嘉部委員

その後ということになりますと、今、ご説明いただいたと思うんですが、それに至るまでの、本人からそういう話があっても、はい、そうですかというだけでは、今はお話しされていない学校がほとんどだと思います。

その前にいろいろな関係機関等も連携をしながら相談体制を整えてたり、あるいは、本当にこれから自分で選んでいく道がその生徒さんにとって適しているのかどうか、そういったところを総合的に相談をしながら進めていっているところが実際のところだと思います。

万が一、学校を離れるようなことになった場合もやはりそれだけで終わらずに、その後のつながりも、その後の部分を持たせるというようなことで一緒にやっけていただいていると、そんな状況だと思います。

○西山会長

いかがでしょう。

○神谷委員

答弁的には、そうなるだろうとは思いますが、現実的には冷たく捨てられたと受け止めていらっしゃる方がいて、他市町村の自分のところまで来るといった状況もあるということ、頭の隅に置いておいていただけたらと思います。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○青木委員

よろしいですか、先ほどの医者診断というところの部分ですけれども。現在、学校、高校までの不登校が始まっている子どもに対してのクライシスマネジメントとして、どういう状況なのかというのは医者だけではなくて、実際に学校、あるいは地域の人、親が診断できる力というのが必要なのかなと思います。

一つは、例えばどういう状況で不登校になっているのかというのは、今、ちょっと調べたのは母子分離不安型、よい息切れ型、無気力タイプ型、人間関係失敗型、ストレス神経型、ここが医者に関係してくるんですね。それから発達障がい、こちらもお医者さんに関係してきます。それから甘えタイプというような、こういう7つの不登校のタイプがあって、そのタイプによってそれぞれの進行度があって、初期段階、それから次は進行型、それから混乱期、それからトンネルを脱出する地域という、この縦軸と横軸の関係性、どこの医療機関、あるいはどこの相談のところに相談に行っていけばいいのかというところを、我々の分析をする力というのが非常に必要なのかなというふうに思います。

というのは、秋田県の総合教育センターの中でこれを実際に取り入れて成果を上げている報告がありましたので、ちょっとご紹介したいと思います。それは実際の18歳までですね。

それ以降の、ニート、引きこもりになっていったときは、これはニートが実際に注目されたのはイギリスから始まったわけですが、イギリスではどういう対策をしているかという、今、コネクションズという、そういう新しい機関があって、そちらが窓口、一本化しているんですね。で日本にも、この信州にもジョブカフェがありますよね。これが非常に似ているのかなと思ったんですけれども、その内容的なものが果たして職業、訓練まで行っているのかどうかというのは、私はよく事情を知らないんですけれども、これが大きな力になるのではないかなと思いますけれども。現実的には、確かもんぜんプラザにあるという話を聞いてきたんですけれども、どのような状況なんでしょうか。

○西山会長

ではジョブカフェについてですかね、いかがでしょうか。

○古川労働雇用課主任

労働雇用課の古川と申します。すみません、ジョブカフェについてどういう状況かということでご質問をいただきましたけれども。

ジョブカフェですが、長野県内では、松本にセンターがございまして、先ほどお話のありました長野市のもんぜんぷらざの中に長野分室というところがございます。県内2カ所に設置しております。

支援の内容でございすけれども、特に、就職に関する悩みを抱える、概ね40代前半までの若者の方に対してキャリアコンサルティング、もしくは就職に関する情報提供、職業紹介の3つのサービスをワンストップで提供するというところで実施しております。キャリアコンサルタントの資格を持った専門のアドバイザーの方が、双方の事情に応じて支援、職業的な自立に向けて相談支援等を実施しているところでございます。以上です。

○西山会長

いかがでしょうか。

○青木委員

さらにこういった問題を、一つのいい対策としてジョブカフェあたりを充実していければいいかなというふうに思いました。

わかりました。そういう取り組みだということですね。ありがとうございました。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○三浦委員

飯田市の三浦と申します。当市の状況から県の今、考えている仕組みの件について、少し感想を述べさせていただければと思うんですが。

当市の不登校児童生徒数が非常に多くて、県の平均より在籍率が高いという状況です。今やっていることは、中学卒業した後の進路のところまでは義務教育で指導もするんですが、その半年前ぐらいまでの動向を確認するだけで、それ以降についてはまだ義務教育、教育委員会としての把握ができていないという状況です。

地域にある定時制高校に振興委員ということで顔を出しますと、120人ぐらいいる定員のうち8割から9割は不登校、義務教育のときの不登校の子どもさんというように聞いています。

一番の高校の課題は、学校へはまじめに来るんですが、働こうという意欲があまりないということを言われていました。そこを、なかなかやっぱり、高校の先生にそれを担っていただくのは非常に大変だなというような感想です。

したがって、市町村でできることは、その不登校やニートといわれている人を、治療が必要のない子供さんということであれば、雇用のところへ教育委員会と市教委と連携して行うということが今、大事なかなというふうには考えています。以上、感想で申し上げます。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

○和田委員

先ほどジョブカフェの役割がとても大事ということでありましたけれども、実際、もう少しジョブカフェが機能してもらえればいいかなという、ハローワークとは違う、ただ職業紹介だけでなく、その人たちの適正も見極めながら、多くのニート・ひきこもりといわれる人たちはジョブカフェにもつなげられないわけですが、そして社会につながったときにも、自分をもうこれ以上傷つきたくないということで、仕事にすぐにつながってもそれは継続して雇用、働き続けられないという中で、やはりもう一段階、何らかの支援を、社会に適合しながら自分の、これ以上、傷つきたくないという気持ちの中で少しこう、もっと自己肯定感を持って社会の中で生きていける力をつけていくという、そういう支援が必要じゃないかということ、この間、少し、ニートというのか引きこもりというのか、そのどちらともいえるのかというような形で、不登校から始まり、その後、ほとんど社会と接することなく、そしてその人が社会と接したのは、実は同居していた親が亡くなったことによって自分が一人で生きていかなければならないという場面に出くわして、そしてどうしていいかわからなくなって相談支援機関、ここ長野でいえばマイサポと少しつながって、ようやく外の光を見たというようなことになっているんですけども。

ですから、その単純に割り切れないものが多くありますので、今言ったようにこの多くのネットワークをつなげてやりながら、そのネットワークの中にどうやってその人たちがつながっていけるか、情報としてそういう人たちのところに届けられるかということもすごく、こういうネットワークづくりと、そこにつながる仕掛けというのがとても大事なというふうな、一つ一つ、一人一人を見ていくと、もう本当に複雑な状況ですから、簡単にはいかない中で皆さんご苦労していただいているので、社会全体でそれをやっていくという覚悟と、そういうことを行政として大いに発信していただきたいというふうに思っています。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

○鎌水委員

お願いします。私は、中学卒業後の進学先として20,900人が学校等に進学をしていて、今現在、就職が39人というのが、今、多様な仕事の仕方がこう社会的に広がってきている中で、いまだにその中学卒業後の就職が、その割合がやっぱりいまだに少ないのが、今、現状として拝見させていただいてちょっと驚いているところで。

何より、家に引きこもってしまったたり、社会とつながれないことがやはり問題があると思いますので、何かその、ただ進学という選択肢だけではなく、例えば長野県ならではというところでは、例えば農業の担い手がなくて人材不足の部分で、例えばそういった農業ですとか企業さんですとか、そういう中学を義務教育が終わった後の進み先として、この何というんですか、就職だったり就業だったりという、何か選択肢が広がると、そうい

った家にただ閉じこもっているだけではなく、次の選択肢というのが広がるのかなと感じます。

そういった部分で、例えば企業さんとかそういった部分の連携というか、そういったことも何か考えていることがありましたら教えていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○西山会長

今のご質問ですけれども、いかがでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

引きこもり、あるいは不登校の子たちが社会で自立化してほしいという中で、どうしても就職ということを考えるわけでございます。

一方、今はサービス産業化が進み、昔のように農業あるいは自営業といった職が減っていると思います。不登校や引きこもりをした子たちが対人関係の部分に難がある中で、サービス業との相性という論点もあると思います。その意味で、今のご指摘のように、農業等との連携というのは一つ、重要な要素だと思っています。

今、福祉の世界、農福連携とか、障がいを持った人が農業でというような活動が始まっていますが、こういう特性を持った子たちの相性が高い職業というものが当然あって、そういった働く場を増やしていくための取組が今後、必要になってくるのではなかろうかと思っています。

○西山会長

よろしいでしょうか。はい。そのほか、いかがでしょうか。

○浅輪委員

不登校の問題は、学校の先生にとって、大変大きな問題なんだろうと思うんですけども、全ての子どもたちに自分の居場所があったりですとか、不登校の子が社会的に自立できるようにという取り組みをしていくというのはとてもいいことだと思うので、ぜひ継続していただきたいんですけども。

学校でやっぱり、その担当の先生が変わってしまったりだとか、学校長が変わってしまうということによって、継続してきたことがうまくつながっていかないということがあると心配だなというふうに思います。

そういった学校を続けていることが、担当が変わることによって続かなくなってしまう、それが子どもに影響が出てしまうということがないように、ぜひ配慮をしていただきたいと思います。

○西山会長

ありがとうございました。

先ほど、支援総合計画の中でもどこかに書いてあったんだろうと思うんですけども、スクールソーシャルワーカーの配置計画というのは、どこかにありましたっけ。

○竹内心の支援課企画幹

計画の中にはございません。私どもスクールソーシャルワーカーの配置について、一定の必要数というものを見込んでおりまして、このところ大分増やしてきております。あと、もう一息でおそらく十分な数になるだろうというふうに考えておりまして、それに達するように、今、努力しているところでございます。

○西山会長

そのほか、いかがでしょうか。

○池田委員

スクールソーシャルワーカーについてですけれども、大分広がってきていて、具体的にソーシャルワーカーさんからの相談と連携している取り組みが増えてきたなど感じます。

子ども・若者支援総合計画にもありましたが、いろいろな相談窓口が増えてきていて、さらに機動的に動いてくれる相談の方も増えてきているなどすごく感じていますが。

相談先の具体的な支援の担い手のところ、例えば学習支援なのか、就労への準備支援なのか、発達支援なのか、いろいろ出てくると思いますが、その先の支援の担い手ももっときめ細やかにおりてこないと、相談を受ける窓口の方がそこでいっぱいになってしまったり、相談に行った当事者の方が行き詰まり感を覚えてしまって、2年、3年たってしまうというようなケースがありました。

民間との連携ということも計画の中でうたわれていますけれども、民間との連携になると、当事者に負担をお願いしなくてはいけないという現状もあります。ただ、私どものところで非常に生活に困窮している家庭が非常に増えてきていて、そこまですっかり、お金の問題も、まず家計の問題が厳しいという、そんな相談もあります。民間との連携も含めて担い手の育成というのをやっぱり、いろいろな分野の担い手の育成というのが大事なかなと思いますし、また当事者負担の軽減につながるような施策は、有効に機能していく上で必要なというふうに感じています。

その上でサポートネットですかね、非常にいろいろな機関が参加していて、みんな同じ土俵の上でできることを持ち寄るという仕組みは、先ほど青木先生からのお話のニートのコネクションですか、そういったものに向けて期待が持てる取組だなと感じております。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

文部科学省なんかですと、以前、不登校経験者の追跡調査というのがあって、インタビューも含めて、そのときどういった支援が必要だったかとかがありますね。今回このものを見ると、これ統計的にこうどういうふうに変化しているかというのは難しいんですが、継続的不登校の子供たちがその後、社会的自立に至るまでどのような経路をたどりつつ、どのような支援に向けてというふうなところの何か事例といいますか、先ほどのケースと、2つほど載っていましたが、何か必要な支援といったものを手がかりを得

るためには、何かそのライフコースですよね。そのところの情報といったこともちょっと必要になるんじゃないかなというふうに、なかなかこれ公的機関でやるのは難しいのは当然あるんですけども、何かこう不登校、困難を抱えた子どもたちのライフコースというようなところの、もうちょっと把握していくような取組もあればいいかなというふうな感じを私は持ちました。

よろしいでしょうか、そのほかございますか。

○和田委員

さっきご説明いただいた資料の2-2のところでも、このニート、引きこもりが、ニートは6,000人、引きこもりが8,000人以上、これ1学年部分を捉えてそういうふうに数字の上では捉えられるということなんですけれども。

この数字の上で捉えられるという今、会長のお話の中にもありましたけれども、その皆さんの実態についてももう少し踏み込んでどういう状態にある、置かれているのか、また、そういうことに至った経緯などについて、あまり個人に対して答えにくいようなことですが、一定程度、実態把握を、今後する予定があるのかどうか。この間、長野県としては、その総合計画をつくるに当たっても多くの子ども、それから保護者の皆さんにいろいろなことを、生活実態調査など、全国的にも先駆けてよい実態把握に務めてこられたので、そういうようなことについても踏み込んでいく予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○西山会長

いかがでしょうか。

○高橋次世代サポート課長

冒頭説明しましたように、これから考えていきたいというところでご意見を伺っているところでございます。

こういったニートや引きこもりという方々、あるいはそのご家庭はなかなか社会と接しようとしなれないという中で、どのような形でできるのか。全数アンケートではなく、個別に聞ける方から聞いた事例を積み重ねるという方式になると思いますが、考えていきたいと思います。

○西山会長

そのほか、はいどうぞ。

○嘉部委員

今日のこの議題については、不登校、それから引きこもりというようなことではあるんですが、実際、それを解決していくのももちろん大事なんですが、実際に学校の中ではその境目を線を引くということは非常に難しいんだろうなと、みんなが思っています。これは今日出されました、その生きる力が生き抜く力に変わったというのは本当に何かわかるような気がするわけでありましてけれども、こういったものというのは、全ての生徒さん

が抱えているというのが現状だというふうには思っています。

その中で、学校の中ではSSTなんていう言い方をいたしますが、ソーシャルスキルトレーニングというようなものがございます。対人関係やそれから集団行動ですね。こういったものに上手になじませていくという、そういう手法があったり、あるいはその生徒さんが集団の中でどういう課題を抱えているのかということ、一つ洗い出すといいますか、それは一つの手法であります、アセスというものがございます。学校環境適用尺度という、こういうことでありますが、学校、生活のその満足感といいますか、そういったものとか、それから学習にどれくらい適用していくのかという、こういったものを実際にはかりながら、スクールカウンセラーやそれからSST、SSWにつなげていくという、そういったことも学校の中では行われていると思います。

一番大事なものは、高校を卒業しますと当然、大学へ行く生徒さんもおるわけですが、ある意味、もう社会へ出るという時期になってきます。その中でやはり、ここにも書いてありましたが、離職というようなことも、また次に課題になってくるところがあるかと思えます。これはやはりキャリア教育がここで大きな力を発揮していくんだらうなと思っています。自分の進路を自分で今度、切り開いていっているかどうか、それはすぐに決められるものではありませんので、やはり下の学年から積み上げながら、働くというのはこういうことなんですよというところをしっかりと考えながら、自分で自分の進路を切り開いていく力を身につけさせる。そのためにはいろいろな体験が必要でありますので、学校の中で、学校の中に限らず地域に協力をいただきながら、いろいろな体験をしていろいろな失敗しながらそれを課題を解決していく、そういう手法を、力をこういうふう身につけさせることが、学校の中では大事であるというふう考えています。

実際、高校の中では、そういう取り組みをされる学校さんが多くございますので、そんな状況もお伝えしておきたいと思えます。

○西山会長

ありがとうございました。

○神谷委員

今のお話にありました「境目」という言葉には深い意味が含まれていると受け止めました。次第の3(2)に「不登校、ニート、引きこもり等の困難」とあります。「等」に含まれているのかもしれませんが、その周辺に、怠学とか、場合によっては非行というふうには社会からネガティブな評価をされ困っている、苦しんでいる子どもたちもいるという認識を持つことが大切だと考えます。背景には、発達のみずきの問題、愛着獲得の問題、さらに精神の病の問題、等が複雑に絡み合っていることが推測され、そのような状況下で子供たちが苦しんでいる。そういう状況を踏まえ教育や支援をする側の立ち位置をどこに置くかが重要だと思います。怠学、非行等の文言を入れるかどうかは別として「不登校、ニート、引きこもり等の困難」の「等」も大切に扱っていただきたいと願います。

○西山会長

ありがとうございました。

先ほど、最初にもありましたが、今日の会議で一応、我々の任期といったことが完了するということですので、また時間の限りご発言いただきたいと思っておりますが。

岩崎委員さん、何かあればと思います。

○岩崎委員

皆さんの話を聞いての感想のような話になってしまいますが。やはり、学校、教育、地域、さまざまにケアをしていかなければいけないという考えだと思います。さまざまなそのご家庭での要因はあろうかとはいえ、やはり子どもと向き合えるときに、親がその自分の子どもと向き合える時間がどれぐらいあったのか、つくれたのか、持てたのかということところがやはり非常に大きいのではないかと感じています。

シングルマザーとか、ひとり親のご家庭とか、共働き家庭とか、様々な環境があるかと思いますが、やはり子どもたちが発達していく過程の中で、両親・親の責任として、子どもとどれぐらい向き合うことができたのか、また、こうしたご家庭・保護者に対する支援が行政として、また地域として、どれぐらいできるのかという点も、取組の方法というところにありますように、家庭への支援についても、今後、何らかの方法で充実していただきたいと思います、発言させていただきます。

○西山会長

ありがとうございました。家庭における保護者が子どもと向き合う時間の確保という、これは働き方の問題とも絡んでくるんですが。

先ほど県教委のほうからの指針の中の重点の1に、新たな不登校をうまないといった、教育実践の見直しというのがありました。このあたりの学校の現場での、その先生方のゆとりということもやっぱり、先ほどちょっと忙しくていろいろなことがあってなかなか、子どもたちのところと向き合う時間がとれないといったこともあるんですが、この予防、こういった不登校の未然防止という、あるいはそれを丁寧に対応していくといった点から、基本的にはこの教員の働き方については、ご議論されているとは思いますが、いかがでしょうか。

○竹内心の支援課企画幹

先ほどから繰り返して申し上げて申しわけないんですが、今、チームとしての学校というのがキーワードになっています。

ですので、先生おっしゃるとおり、教員の皆さんに負担をかけるということは決していいことじゃない、一方で、では誰がやるんだといったときに、今、私どもが考えているのが、スクールカウンセラーの増員を今、図っております。来年度から、スクールカウンセラーを全ての小学校に配置をするんですが、プラスアルファとしまして予防的な取組、あるいは早期発見をするためのスクールカウンセラーをモデル的に配置します。

教育の負担を増やさないという意味で、スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持っている者等で、ある程度、精神的な病とかが発見できるということもございますので、そういった方がまず発見をして先生につなぐ、あるいはスクールソーシャルワーカーにつなぐといった、そんなような形にしていきたいというふうに考えております。

○西山会長

ありがとうございました。

P T A 連合会さん、浅輪委員さんのお立場からまたご発言いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○浅輪委員

そうですね、やはり現実問題として、本当に親でも知らないところにそういう現状があるという事実、現実がありまして、これは本当に学校、親がいかにそれに関心を持って学校や先生と話す時間が持てるかというのも、一つの課題かなと感じることができました。というのは、親もやはり忙しくて、例えば参観日でさえ行かれなかったり、行かなかったりする方は何も多分わからないのが現状ではないでしょうか。

それに対して、周りから例えばそういうことが耳に入ってきたとしても、対応の仕方がわからない方が多分多いと思いますので、まずは、保護者として行けるときには学校に行く時間を持つという心がけと、あと先生や学校との連携もすごく大切で、まずは目で、自分の目で見て話すということもとても大切なので、先ほどの家庭における子どもとの時間をいかに持てるかというのがとても心に響きましたので、そういうことも、まずはちょっと私も P T A のほうとして、そのような課題もぶつけてみながら進めていきたいなと思いました。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

○池田委員

関連して、家族支援の話が出ました。極端な例をいいますと不登校とかニートとか、そういう問題、引きこもりとかの問題で、特にお母さんの母親の安心感でうんと変わることが多いです。

相談の窓口が増えてきたんですけれども、中には私事的なアドバイスをする相談員の方もおいでですが、どちらかといったら孤立しているような状況ですのでお母さん、親御さんに安心感を与えられたり、共感の上に一緒にこう歩んでいけるような、そんな相談体制の質が変わっていったら、さらに機能的になるのかなということを感じました。以上です。

○西山会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まあ、この2つ目の議題というのは、これからまた県が取り組んでいくことになれば、今日いただいたご意見を十分に生かしていただければというふうに思っておりますので、また継続して今後このような機会が持てれば良いなというふうに思っております。

では2番目の会議事項につきましては一たんとめまして、3番目に移りたいと思います。

(3) 子どもを性被害から守るための取組について

○西山会長

子どもを性被害から守るための取組についてというところであります。まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○原課長補佐兼次世代育成係長

次世代サポート課次世代育成係長の原昌英と申します。私から子どもを性被害から守るための取組等についてご説明を申し上げます。資料は3になります。

昨年度、制定いたしました、長野県子どもを性被害から守るための条例の検証につきましては、県子ども支援委員会による人権侵害の観点からの個別案件の検証と、本協議会における条例の運用や施策の充実の観点からの検証の2つを設けているところでございます。

この検証の仕組みに基づきまして、今年度は県警から県へ情報提供がありました条例第18条2項の深夜外出制限違反の案件2件と、本県の条例には該当しない性行為等の案件4件、合計6件につきまして、子ども支援委員会に報告し、個別案件の検証を行っていただきました。

このことにつきましては、前回11月の本協議会に報告させていただき、委員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。

本日は本協議会や子ども支援委員会の検証を通じて頂戴したご意見を踏まえ、子どもを性被害から守るため、平成30年度に拡充等をする主な施策や取組についてご報告をさせていただきます。

なお、深夜外出制限違反の2案件でございますけれども、その後の状況の変化は特段ないというお話を県警のほうから伺っておりますことをご報告させていただきます。

それでは資料3をご覧ください。この資料でございますけれども、左半分につきましては、既に11月の本協議会等で報告をさせていただいた事項が書かれております。

右半分でございますけれども、いただいたご意見等を踏まえまして、平成30年度等に拡充してまいりたいと考えている施策、取組を記載しております。

まず1つ目の課題といたしまして、被害児童の性に関する意識の希薄さ、保護者の意識の向上というものでございます。これは、性教育の充実を図っていくというご意見と、青少年のインターネット等の適正利用を進めるべきというご意見の、主に2つに分かれると考えております。

まず1点目の性教育につきましては、一番多くの意見をいただいたところでございますけれども、性教育を進めることは非常に大事であるということが中心となっております。

「性教育は子どもたちに整理して伝えるべきである」、「命であったり自分自身であったり、いろいろなものを大事にしていくということを教育することが大事」、あるいは、「あなたが大事だよということを家庭の中でしっかり伝えていく」、「CAPプログラムのようなプログラムを、幼児期からしっかり生かしてもらえることが大事」であるというような意見を頂戴したところでございます。

これを踏まえまして、まず1点目といたしまして、教員の指導力向上を図っていききたいと考えております。これは教育委員会のほうの取組になりますけれども、主に3つ、学校ミニ研修会、保健・体育指導者専門研修会への外部講師派遣、地域ミニ研修会の開催いた

します。

学校ミニ研修会と保健・体育指導者専門研修会ですが、研修を行う際に医師・助産師等の外部講師を派遣いたしまして、より深く学んでいただく取組を進めてまいります。

地域ミニ研修会でございますけれども、これは教員向けの実践研修会でありまして、教育事務所単位で学校種類ごとにテーマを絞って、より実践的な形でリニューアルを図っていくというものでございます。

2点目といたしまして、県民の学びの推進ということで書かせていただいております。こちらは、県の将来世代応援県民会議の事業になりますけれども、県民が自主的に開催する子どもの性被害予防のための研修会に、1件当たり25,000円を上限に補助を行っております。この補助金は、主に県民の方々が自主的に開催してその性教育であるとか、あるいは人権教育、CAPプログラムであるとか、あるいは情報モラル、青少年のインターネットの適正利用、そういったようなことも自主的に勉強会で学んでいただくときに補助をするものでございます。参考までに今年度、29年度の補助実績を記載しておりますが、平成29年度は、合計121回、約6,800人の県民の皆さん、これは大人も子どもも含まれますけれども、参加していただいている状況でございます。

この補助金は、平成28年度から取組を開始しております。ちなみに平成28年度は全45回、約1,900名の方に参加していただいております、それと比べますと今年度は倍増しているという状況でございます。

3点目といたしまして、地域における性教育の取組の支援でございます。地域において性教育や子どもの性や心身にかかる相談を行っていただく個人または団体の活動の中で将来世代応援県民会議が認定したものを「ひまわりっ子保健室」と呼んでおりますが、この取組を引き続き支援してまいります。

2ポツ目ですが、これは来年度予定されているものでございまして、一般社団法人人間と性教育研究協議会全国大会ですけれども、今年8月に長野市で開催されます。

このセミナーの中で、子どもを性被害から守る条例関係の分科会が設置される予定でございます、民間の方々と一緒になって本県の条例に基づいて、その性教育をどのように進めていくかというようなことが話し合われる予定でございます。この全国大会に県は後援を予定しております。

1ページ、めくっていただきまして、2番目といたしまして、青少年のインターネット等の適正利用の促進でございます。

主なものをご紹介しますけれども、2ポツ目にフィルタリング利用向上の取組ということで書かせていただいております。今年の2月1日になりますが、青少年インターネット環境整備法の一部が改正されまして、スマートフォン等のその端末を販売する携帯電話販売店等につきましては、従来は業界の自主的な取組で行っていたんですけれども、携帯端末を販売する際に、フィルタリングの利用についての説明を行うという義務が課されました。

この法律の一部改正にあわせまして、県では携帯電話の販売店さんと協力をいたしまして、フィルタリングの利用向上のための取組を展開しているところでございます。資料の最後のページになりますけれども「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」への協力について」ということで、県の子ども・若者育成支援推進本部長名で、これは知事に

なりが、県内の携帯電話の販売店さんに依頼をさせていただいております。

本日、お手もとにポケットティッシュ、チラシを配布させていただいております。これらを携帯の販売業者さんをお願いをいたしまして、今、ちょうど新入学の時期であり、高校1年生が新たに携帯を持つという時期でございますので、販売店さんでスマホの販売を行っていただくときに、あわせてそれらの配布をお願いしまして、法律の趣旨をより明確に説明していただき、フィルタリングの活用を業者の皆様と一緒に呼びかけていくという取組を行っているところでございます。

お手もとの資料に戻りまして、2ページでございます。来年度に考えております取組といたしまして、市町村との連携強化を図っていきたくと考えております。特に青少年のインターネットの適正利用の推進につきましては、県を中心となって進めておりますけれども、県内の市町村にとりましても大きな課題であると考えております。したがって県だけではなくて、市町村の皆さんがどのような、今現在、取組をされていて、どのような課題を抱えていらっしゃるのかということ、これアンケートの形になると思いますけれども、調査をさせていただきまして、市町村の皆さんのニーズであるとか考え方を集約させていただいて、県の取組と一体となった展開ができればと考えております。

また、従来からある、性被害防止の教育キャラバン、これは教育委員会のほうで行っておりますけれども、高校だとか、中学校へ専門家を派遣するという事業でございますが、そちらのほうも引き続き行っていきたくと考えております。

資料、3ページになります。2点目の課題といたしまして、子どもの孤立の防止でございます。頂戴しました意見につきましては、もっと子どもの居場所を考えていかなければいけない、あるいは、保護者には言えないことがあって、知らない人についてしまったのではないかな。あるいは、学校で把握や対応ができない不登校やひきこもりの子どもに対して、きめ細かな支援ができないかというご意見でございます。

これに対する主な取組といたしまして、まず子どもの居場所づくりということで、信州こどもカフェという取組を進めておりますけれども、この普及推進のため、運営の中心となる人材の発掘、育成を新たに実施してまいります。

また、生活困窮者家庭の子どもに対する学習支援を拡充しまして、訪問型で実施する学習支援の実施の町村数を拡大してまいります。

相談体制等ということでもくくらせていただいておりますけれども、早期把握だとか相談がよりしやすい体制の取組ということでございますけれども、先ほど1番のほうでご説明させていただきましたが、新規に行う信州子どもサポート構築事業により、早いうちから切れ目なく支援、困っている家庭等を把握をいたしまして、切れ目なく支援する体制のモデルを構築してまいります。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほど困難を抱える子どもたちのところで出てまいりましたので省略をさせていただきますけれども、こちらも取組の拡充してまいります。

また、SNSを活用した相談体制構築事業でございますが、昨年9月にSNSを活用した相談の施行を行いました。電話相談に比べ、相談件数の大幅な増加が見られたところでございます。こうしたことを踏まえまして、来年度は国の制度を活用して、SNSを活用した相談のあり方の調査、研究を進めまして、子どもの相談したい気持ちに応えていく体

制づくりを目指してまいります。

SOSの出し方に関する教育の推進ということでございますが、これは先程お話がございました。平成30年度からの県の自殺対策推進計画の中で進めるものでございまして、国の自殺対策基本法や大綱の中でも重要政策の一つとして位置づけられているものでございます。

資料、4ページをご覧ください。3番目の視点としまして保護者に対する支援等でございます。

困っている保護者に対する就労支援が特に大事であるというご意見をいただいております。この取組といたしましては、従来から取り組んでおりますが、ひとり親家庭の就業支援と、生活困窮者への就業支援という2点を進めてまいります。

最後に4点目でございます。被害後の相談体制です。被害があった時点でカウンセリングやケアを必要としていなくても、将来ケアが必要になることもあるというようなこと。また、その場合には相談できる機関などをペーパーなどで渡してほしいというようなこと。あるいは、事情聴取の段階からカウンセラーに同席してもらって、その後のケアにつなげてもらえないかというようなことをご意見としていただいております。

こちらにつきましては、昨年度、既に次世代サポート課、県警、児童相談所、りんどうハートながの等の関係機関の連絡会議をつくっております。この会議におきまして頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、県としてどのような対応が可能かということをご意見を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご説明を申し上げましたけれども、これまでの取組に加えまして、今、申し上げましたような施策を総合的に実施し、関係機関と連携して、子どもの性被害防止に一層取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○西山会長

ありがとうございます。委員からの主な意見に対して30年度、来年度ですね、拡充して行う施策、取組についての説明でございました。

では、委員の皆様から何かご意見ご質問等があればお願いしますが、いかがでしょうか。

○池田委員

たびたびおそれいます。今のお話の中で、本当にありがとうございました。字にはなっていないんですけども、この行間から加害者にしないという気持ちがすごく伝わってきました。加害者を生まないということで、そういう意味でもこのタイトルですね。(3)のタイトル、入れるか入れないかは別にいいんですが、意識としては「子どもを性被害から守るため、加害者にしないため」というようなことを明確にして、これを受けとる側が意識できるような形もいかなというふうに思いました。

それからもう一つ、どうしてもこの関係者は再犯ということが非常にやっぱり心配されるわけです。そういう意味で更正プログラムなんかは児童相談所等がやっている場合もあるんですけども、そういう勉強も、学校レベルでもしてもらって、それを通して加害者を生まないという意識を高めてもらうということも大事なかなと思います。

○西山会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

○三浦委員

今のネットトラブルって、比較的その学校だけにとどまらずに、広域化しているというのが、この2年ぐらい私は感じていまして。例えば都市の中学、9つあるんですけども、ある時代のときには、その9つのうち7つぐらいにその画像が出回ってしまったというところがありまして、子どもたち、いろいろなところでつながっているというのがはっきりしたんですけども。

少しこのご提案の中で、やはりもう少し強調したほうがいいのは、やっぱり家庭におけるやっぱり指導といいますか話し合いというのは、やっぱり必要じゃないかなという感じがして、学校の教師だけの指導ではやはり片手落ちで、それも、先生がどう指導するかというのはありますけれども、先生から子どもへ使っちゃいけないよという、その指導だけですと、大人も使っていますから、それはなかなか子どもは納得しないんじゃないかなという気がします。なので、家庭でのやっぱり指導というのは非常に大事じゃないかなというのが一つ。昨年、そういう事案が当市で起きたときに、特に小学校にお願いしたのは、県内の高校の中でも、協働的にこのテーマについて子どもたちが話し合いをして、それで子どもたちなりのルールをつくって、それを守ろうという取組をやっている学校があるという事例をお聞きしました。

なので、やっぱり先生から生徒に伝えるだけじゃなくて、子どもたちが自主的に、例えばテスト期間の1週間前はもうLINEは9時以降はやらないとか、そういうことをやっぱり積み重ねていくことが、そういう授業をやるということが大事じゃないかなというふうに思っています、中学のほうにもそういうお願いをしていますけれども、具体的にまだ全校でそれを取り組むという試みにはなっていませんけれども、そういう取組も大事かなと思っています。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では最後に委員の皆さん、補足したいことなど、先ほどの1番目、2番目も含めてなんですが、何かありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

では、そろそろ時間ということではございますが、最初にありましたが、本来ならば、最後お一人に、これ任期満了ということで、お一人、お一人にまた一言いただきたいところではありますが、時間の都合で、私のほうで最後、代表して簡単に閉めたいと思っております。

2年間、一番最初の会議で自己肯定感といったことをキーワードにして意見交換をしたというところから始まりました。この間、私はほかの次世代応援県民会議でもこの結婚・子育てという部会のほうに入っているんですけども、この結婚、あるいは今の性被害の問題、それから先ほど不登校、引きこもり等々、何かやっぱり自己肯定感といったことが底流にこうあるのかなというふうに思っております。

日本の若者たちの場合、その自己肯定感を高める一つのキーとなるのは、やっぱり他者

からのまなざしというのが大きいんだそうですね。やっぱりほかの人から自分はどう見られているかといったところの、その他者からの評価、それにこう過多に引きずられるというところがあります。ということになりますと、今日の総合計画の中でも出てきましたが、信州こどもカフェ、あるいは信州こどもサポート、これおそらく展開していくと、さまざまな県民の皆様からのご協力なしにはこの事業というのは進まないと思うんですけども、そういった中で、ぜひ県民の皆様も含めてなんですが、意識、あるいは機運の情勢という観点からいうと、その子供たちに対する暖かなまなざし、あるいは自己肯定感につながるような見方といいますか、そんなことを進めていただければなと思っております。2年間、どうもありがとうございました。

では、以上で会議事項のほうは終了させていただきます。進行のほうを事務局にお戻しいたします。

4 閉 会

○高野担当係長

西山会長様、ありがとうございました。

一つ、事務連絡ですが、本日の議事録につきまして近日中に確認の依頼をさせていただく予定でありますので、ご対応をお願いします。なお、この議事録につきましては、県公式ホームページに掲載いたしますのでご承知おき願います。

また、冒頭で部長のほうからお話し申し上げたとおり、皆様にご出席いただく協議会は本日が最後となります。この間、県の子ども・若者施策に関して多大なご協力をいただきましてありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

皆様には引き続きのご健勝を祈念申し上げまして、本年度最後の長野県青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。